

※令和7年2月時点の制度内容です。

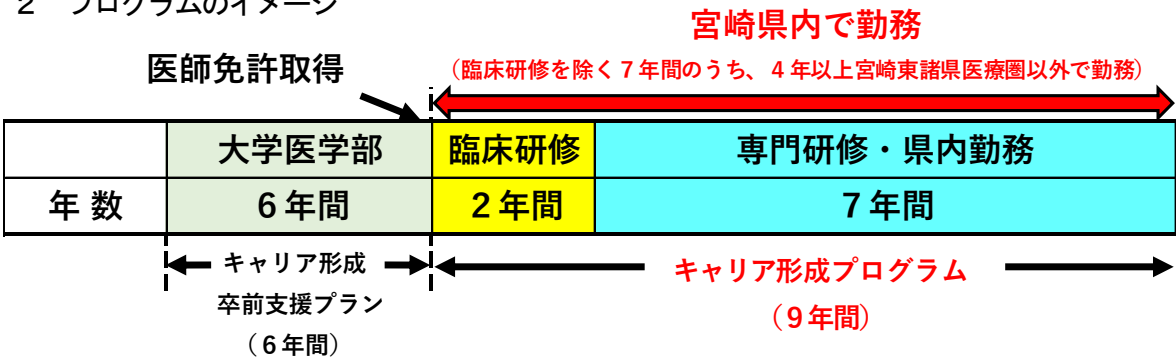
○宮崎県医師修学資金について

- 1 貸与額
月額 10 万円、入学金相当額 28 万 2 千円
- 2 貸与期間
貸与開始から卒業まで（留年等の期間中は貸与停止）
- 3 返還免除要件
「宮崎県キャリア形成プログラム」の適用を受け、免許を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の2分の3に相当する期間を経過する日までの間に、県内で臨床研修を修了し、かつ、臨床研修及び専門研修を受けた期間と指定医療機関において業務に従事した期間とを合算した期間が貸与期間の2分の3に相当する期間に達し、同プログラムを満了したとき。
- 4 返還事由
 - ・ 修学資金の貸与が行われなくなったとき。
 - ・ 大学を卒業後2年以内に免許を受けることができなかったとき。
 - ・ 県外で臨床研修又は専門研修を開始したとき。
 - ・ キャリア形成プログラムを満了しないことが確実となったとき。
 - ・ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

○「宮崎県キャリア形成プログラム」について

- 1 目的・背景
平成30年7月の医療法の一部改正を受け、医師が不足している地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保と、当該地域における医師確保の両立を目的に策定したものです。

2 プログラムのイメージ



3 プログラムの内容

- (1) 対象者
 - ・ 医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師（地域枠A・B・C等）
 - ・ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師等

（裏面に続く）

(2) 対象期間

原則として、県内臨床研修・専門研修期間を含め9年間。

※ 臨床研修修了後7年間のうち、医師少数区域等での勤務を4年間以上とする。

(3) コース及び対象医療機関

「宮崎県キャリア形成プログラム」のコース及び就業先とされる対象医療機関については、「宮崎県キャリア形成プログラム」の冊子内の「宮崎県キャリア形成プログラム診療科別コース概要」及び別表1「キャリア形成プログラム対象医療機関等」を参照ください。

(4) 「宮崎県キャリア形成プログラム」適用者の勤務先の決定

ア 各対象医師に適用されるコースの中で、実際に当該医師が派遣される医療機関等は、本人の希望を最大限尊重しつつ、宮崎大学医学部等関係機関と十分に連携しながら検討し、決定することとします。

イ 県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の12月末までを目安に宮崎大学医学部等関係機関と協議及び必要な調整を行った上で、地域医療対策協議会において派遣計画を決定します。

【基本モデル】基本領域専門研修プログラムが3年間のケース

※下記表の従事区分A群～C群については、「宮崎県キャリア形成プログラム」の冊子内の別表1「キャリア形成プログラム対象医療機関等」を参照。

※県内の臨床研修病院及び専門研修病院（基幹施設）については、「宮崎県キャリア形成プログラム」の冊子内の別表2及び別表3を参照。

※公衆衛生医の基本モデルは「宮崎県キャリア形成プログラム」の公衆衛生医コース概要ページを参照。

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医①	専門医②	専門医③	専門医④
従事区分	県内臨床研修機関		県内専門研修機関 (A群～C群)			県内勤務 (A群～C群)			

○ その他

医師修学資金制度の概要や宮崎県キャリア形成プログラムの詳細は、県ホームページにも掲載しており、「宮崎県キャリア形成プログラム」の冊子もダウンロードいただけます。

「宮崎県キャリア形成プログラム」は、皆さまの将来に関わる大変重要なプログラムですので、必ず内容を理解した上でお願いいたします。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/kurashi/iryo/ishishugakushikin.html>

〈トップ〉>くらし・健康・福祉>医療>医師確保>宮崎県医師修学資金制度について

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/kurashi/iryo/ishi-career.html>

〈トップ〉>くらし・健康・福祉>医療>医師確保>宮崎県キャリア形成プログラム・宮崎県キャリア形成卒前支援プランについて